

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	○福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則	一〇
告示	○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	二〇
	○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	二二
	○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	二二
	○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二三
	○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	二三
	○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	二三
	○生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件	二三
	○生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	三三
	○生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件	三三
	○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	四四
	○救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件	四四
	○地籍調査の成果について認証した件	四四
	○道路の区域を変更する件三件	四四
公告	○職員表彰を実施した件	六六
	○都市計画を変更する件	六六
	○福島県教育委員会教育長	六六
	○公金の収納の事務を委託した件	六六
	○福島県公安委員会	六六
	○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件三件	七七

福島県選挙管理委員会
○不在者投票のできる施設として指定した件

規 則

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第二号

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

福島県土地改良法施行細則（平成十二年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「（様式第三十七号）」を「（様式第三十四号）」に改め、同項第二号中「（様式第三十八号）」を「（様式第三十五号）」に改め、同項第三号中「（様式第三十九号）」を「（様式第三十六号）」に改め、同項第四号中「（様式第四十号）」を「（様式第三十七号）」に改め、同項第五号中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に、「（様式第四十一号）」を「（様式第三十八号）」に改める。

様式第七号中「災害」を「災害（突発事故被害）」に改める。

様式第十八号中
（15人以上の者が、住所及び氏名を連記し、 を「住所
かつ、捺印すること。）」
氏名」に改める。

様式第二十三号から様式第二十五号までの規定中「農地保有合理化法人」を「農地中
 心協同組合」に改める。

様式第三十八号中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県土地改良法施行細則様式第七号、第十八号、第二十三号、第二十四号及び第二十五号による申請書は、改正後の福島県土地改良法施行細則様式第七号、第十八号、第二十三号、第二十四号及び第二十五号による申請書とみなす。
- （農村計画課）

告 示

福島県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かべや耳鼻咽喉科	会津若松市千石町九一〇	平成二九年一〇月一日
よしだ内科クリニック	白河市結城一一三一一	同 月二五日
あべ内科医院	須賀川市木之崎寺前七七一六	同 月一日
整形外科・内科・リウマチ科小林医院	二本松市根崎二一九七	同 年一 月一日
大堀会そへいクリニック	本宮市本宮字千代田五六一一	同 年一 二月三日
福島訪問歯科医院	福島市鳥谷野梅ノ木内二九一三	同 年一 月二日
円谷・山中歯科クリニック	須賀川市栗谷沢一〇〇一〇	平成二八年一 二月一日
あかぎ歯科・小児歯科	河沼郡会津坂下町字小川原九九二	平成二九年九 月一日
そよかぜ薬局	福島市南沢又字上並松二三一一二	同 年一 月一日
サンプラス調剤薬局	須賀川市南町九三	同 日
ウエルシア薬局伊達保原店	伊達市保原町字前田町二七一一	同 年一 月一日

昭和調剤薬局	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏一八四二	同 年一 月一日
ウエルシア薬局西白河中島店	西白河郡中島村大字二子塚字浦山三三一一六	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地
変更前 いがり由美子クリニック皮膚科	福島市笹木野字中西裏一八一五
変更後 iひふ・大腸いがり弘之由美子クリニック	
アイミー薬局中央店	同 市東中央二一一二
アイミー薬局渡利店	同 市渡利字櫛町二五一四
有限会社フジ薬局	須賀川市本町四七

(社会福祉課)

福島県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 平成三十年一月十二日
 福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
渡辺内科・胃腸科クリニック	須賀川市大字西川字山本一三二一	須賀川市山寺町一六二二
あすなろこどもクリニック	同 市大字西川字後田一三二一五	同 市西山寺町二二八
さとう心療内科	同 市西川字前田一〇	同 市山寺町三七
にしむらデンタルオフィス	同 市西川字山寺五七	同 市山寺町一一八
訪問看護ステーションしみず	福島市南沢又字上並松八一六	福島市北沢又字番匠田五
さんあい訪問看護ステーション	須賀川市森宿字狐石二二九一七	須賀川市西川字隠久保一三六

(社会福祉課)

福島県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成三十年一月十二日

名 称	所 在 地	廃止年月日
	福島県知事 内堀 雅雄	

かべや耳鼻咽喉科

会津若松市千石町九一〇

平成二九年九月三〇日

あべ内科医院

須賀川市木之崎字寺前七七一六

同 日

整形外科・内科・リウマチ科小林医院

二本松市根崎二一九七

同 年一〇月三一日

福島訪問歯科医院

福島市田沢字明石場一五十四

同 年一月一日

円谷歯科医院

須賀川市栗谷沢一〇〇一〇

同 年四月二四日

ファークコス薬局ドレミ

福島市南沢又字上並松二二二二二

同 年一〇月三一日

薬局マツモトキヨシエスパル福島店

同 市栄町一一一

同 年一月三日

サンプラス調剤薬局

須賀川市南町九三

同 年一〇月三一日

(社会福祉課)

福島県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 平成三十年一月十二日

名 称	所 在 地	休止年月日
有限会社太陽堂薬局	二本松市若宮二一五七一五	平成二九年一月一〇日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
齋藤恵美子	福島市御山字 山田二二一 サザンクロ ス御山A-D	ふれあい心の サービス	福島市南矢野目字鼓 原一〇一 八景ブ ラザ一〇三	平成二九年 一〇月一日
松尾一成	福島市入江町 一六一二二	株式会社フレ アスフレアス 在宅マッサージ ジ福島	同 市南中央一五 スカイハイツA- 1	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
佐藤匡広	相馬市椎木字 北原六八一四	しいのき接骨 院	相馬市椎木字北原六 八一四	平成二九年 十一月一三

(社会福祉課)

福島県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	
	変更前	変更後
安田真也	須賀川市岡東町四番 サイドハウスH号	須賀川市あおば町八三六

(社会福祉課)

福島県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称		所在地	
		変更前	変更後	変更前	変更後
内田卓哉	福島市渡利 字丸田二一 一 渡利ハ イツ三〇二	KEIRO W福島駅前 ステーション	KEIRO w福島ス テーション	福島市宮町 五一一五	福島市鎌田 字卸町二 二一一

(社会福祉課)

号室

(社会福祉課)

福島県告示第十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
菅野征司	須賀川市影沼町 一―一五 カ ゲヌマハイッ 五―一〇一	かんのス ポーツ整骨 院	須賀川市北町七 九―一 フクチ ビル一階	須賀川市東作六 七―七
安田真也	須賀川市あおば 町八三六	ふじ整骨院	郡山市開成六一 二〇―一―二	須賀川市芦田塚 一八―五

(社会福祉課)

福島県告示第十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年一月一日救急病院として認定した。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

名称
南相馬市立総合病院
所在地
南相馬市原町区高見町二丁目 平成三十二年二月三十一日
五四―六
認定有効期限
(地域医療課)

福島県告示第十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。
平成三十年一月十二日
福島県知事 内堀 雅雄

所在地

名称
一般財団法人大原記念財団大原 福島市鎌田字中江三三
医療センター
(地域医療課)

福島県告示第二十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
- 二 成果の名称
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所まで平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市月館町月館字松	A	五・五}	二、六九四・〇
	橋川原五番二地先から 同 市月館町御代田字 西一四番二地先まで	B	二・五}	一、一二〇・〇
同	伊達市月館町月館字館 ノ腰五二番一地先から 同 市月館町布川字西			

原三四番地先まで 伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後	C 一〇・〇〇〇 七四・〇〇〇	二、四五〇・〇〇〇
伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後	C 一〇・〇〇〇 五四・〇〇〇	二、四五〇・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県北建設事務所平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一般国道 三九九号	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
伊達市月舘町御代田字 関ノ下三九番二地先か ら	同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更前 A 五・五〇〇 一九・〇〇〇	A 五・五〇〇 一九・〇〇〇	一、二二〇・〇〇〇
伊達市月舘町御代田字 関ノ下三九番二地先か ら	同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後 A 五・五〇〇 一九・〇〇〇	A 五・五〇〇 一九・〇〇〇	一、二二〇・〇〇〇
伊達市月舘町御代田字 関ノ下三九番二地先か ら	同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後 B 一〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	B 一〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇

福島県告示第二十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県北建設事務所平成三十年一月十二日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで			
-------------------------	--	--	--

(道路計画課)

一般国道 三九九号	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
伊達市月舘町御代田字 関ノ下三九番二地先か ら	同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更前 A 五・五〇〇 一九・〇〇〇	A 五・五〇〇 一九・〇〇〇	一、二二〇・〇〇〇
伊達市月舘町御代田字 関ノ下三九番二地先か ら	同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後 B 一〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	B 一〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
伊達市月舘町御代田字 関ノ下三九番二地先か ら	同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後 B 一〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	B 一〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇

(道路計画課)

公 告

公告第七号

平成三十年一月十日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十五年福島県訓令第五十三号）第八条の規定により公告する。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 表彰を受けた者
喜多方建設事務所

- 二 事績の概要

「ふれあい通り整備計画」を策定し、地域と協働して官民一丸となったまちづくりを進めたことにより、交流人口の拡大に貢献したものである。

（人事課）

公告第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 二 都市計画を変更する土地の区域

- 相馬地方都市計画区域

- 三 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、相馬市建設部都市整備課、南相馬市建設部都市計画課及び新地町都市計画課

- 四 縦覧期間

平成三十年一月十二日から同月二十六日まで

- 五 意見書の提出

相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、相馬市内、南相馬市内及び新地町内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を經由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

福島県教育委員会教育長**福島県教育委員会教育長告示第一号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百五十八号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十九年十二月二十日次のとおり委託した。
平成三十年一月十二日

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

- 一 委託した事務の範囲及び内容

- 福島県立大笹生支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務

- 二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 福島地区特別支援教育研究会

- 2 所在地 福島県福島市山居百四十六番地の一

- 三 収納の事務を委託する期間

平成三十年一月一日から同年三月二十三日まで

（特別支援教育課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年1月12日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社石川自動車教習所
住所 福島県石川郡石川町字屋敷ノ入72番地
代表者の氏名 矢内 清史
施設の名称 石川自動車教習所
施設の所在地 福島県石川郡石川町字屋敷ノ入72番地
- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習と同等の講習
 - (2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習と同等の講習
- 3 認定年月日
平成29年11月29日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年1月12日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社南部自動車学校
住所 福島県須賀川市北山寺町77番地
代表者の氏名 深谷 幸弘
施設の名称 南部自動車学校
施設の所在地 福島県須賀川市北山寺町77番地
- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等教育課程
 - (2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等教育課程
 - (3) 規則第1条第7号に掲げる課程 二輪車特定教育課程
- 3 認定年月日
平成29年12月6日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年1月12日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社棚倉自動車学校
住所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1
代表者の氏名 熊田 雅光
施設の名称 棚倉自動車教習所
施設の所在地 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1
- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課

程

- (2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程
 3 認定年月日
 平成29年12月6日

(運転免許課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十九年十二月二十一日次のとおり指定した。

平成三十年一月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
地域密着型特別養護老人ホームハッピー 愛ランドほばら・いずみ	伊達市保原町字泉町九番地一